

かすがい市男女共同参画情報紙編集委員要綱

(設置)

第1条 かすがい市男女共同参画情報紙（以下「情報紙」という。）の発行について、市民による企画、取材等を行うため、かすがい市男女共同参画情報紙編集委員（以下「委員」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 情報紙の企画、取材及び編集に関すること。
- (2) その他情報紙の発行に関すること。

(委員)

第3条 委員の定数は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) その他市長が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。